

令和3年8月30日 制定

鶴ヶ島市議会公式SNS運用方針

鶴ヶ島市議会では、市民に開かれた議会の実現に向けて、広報広聴活動を充実させるため、SNSを活用して議会活動を積極的に情報発信する。

SNSを通じた情報発信に当たり、以下のとおり適正かつ円滑な運用を図るために必要な事項を定める。

1 アカウント情報

別に定めて、鶴ヶ島市議会ホームページに掲載する。

2 運営及び管理部署

運営主体は鶴ヶ島市議会とし、管理は議会事務局が行う。

3 発信情報の作成及び投稿

作成及び投稿は、議会事務局が行う。

4 発信情報

- (1) 本会議、各委員会の開催及び進行に関する情報
- (2) 市議会の活動、実施する事業、イベント等の周知や報告
- (3) その他市議会に関する情報

5 発信情報の方向性

- (1) 公平、中立な立場で発信情報の投稿を行う。
- (2) 第三者に不快感を与えない内容とする。

6 利用者への対応

原則として発信情報の投稿のみを行うこととし、利用者の書き込みに対する回答等は行わない。

7 対応時間

発信情報の投稿を行う時間は、原則として平日（祝日法による休日、年末年始の休日及びその他の閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとするが、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合もある。

8 著作権等

- (1) SNSに掲載されているすべての情報（画像、動画、音声、テキスト等）の知的財産権は、鶴ヶ島市議会や正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 私的使用のための複製や、引用著作権法で認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

9 免責事項

- (1) 情報発信は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。このため、SNSを利用したことによって生じた損害について、鶴ヶ島市議会は、いかなる場合においても一切の責任を負わない。
- (2) 鶴ヶ島市議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合がある。

10 その他

本運用方針に定めがない事項については、運営主体が判断するものとする。